

アジア・オセアニア編

【04】台湾(1)：化学物質規制 —— 15 種の「懸念化学物質」追加 —— 化学物質関連

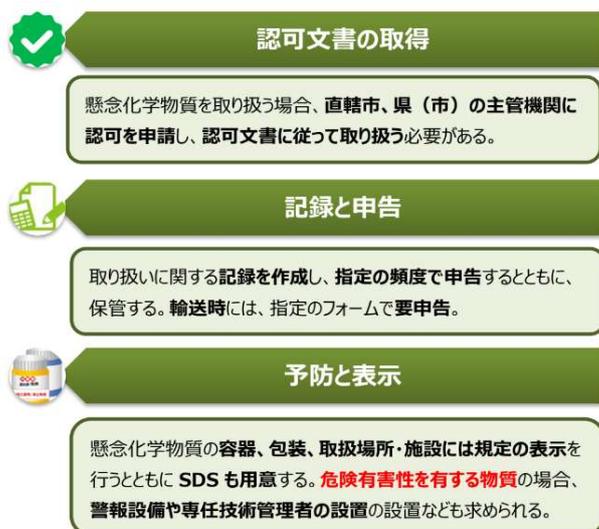
全 12 ページ、サンプルのため詳細とリンクは省略されている。

法律/政策の名称	(1) 毒性および懸念化学物質管理法 省略 (6) 新規化学物質および既存化学物質情報登録弁法			
現地語名称	(1) <a href="#">毒性及關注化學物質管理法</a> 省略			
公布/施行日等	No.	公布日	最新改正公布日	施行日
	(1)	'86/ 11/ 26	'19/ 1/ 16	即日 (一部は'20/ 1/ 16)
	省略			
カバー期間	2022 年 12 月初めから 2023 年 5 月終わり			

バックグラウンド情報

■ 「懸念化学物質」について

2019 年に行われた「毒性化学物質管理法」の改正で、「懸念化学物質」という枠組みが追加された。「懸念化学物質」を取り扱う場合も、「毒管法」の規制対象となり、認可文書の取得や容器・包装への表示、規定の頻度での記録など各種規制要求の順守が求められる。...省略... 下図は、懸念化学物質を取り扱う場合に求められる事項を示した図である。



■ 「優先管理化学品」について

「優先管理化学品」に該当する化学物質を取り扱う場合、第 2 条および第 6 条で規定の条件に該当する場合、「優先管理化学品」として届出を行う必要がある。

第 2 条
1. 本法（職業安全衛生法）第 29 条第 1 項第 3 款および第 30 条第 1 項第 5 款で規定の危険有害性化学品。付表 1 のとおり。
2.～4 <a href="#">詳細説明省略</a>
第 6 条
<a href="#">詳細説明省略</a>

最近の主な動向

懸念化学物質関連動向

■ 台湾環境保護署、15 種の「懸念化学物質」追加について正式に公告

台湾環境保護署は、2023 年 1 月 12 日、「管理対象懸念化学物質およびその取扱管理事項」の改正について公告した。[詳細説明省略](#)

「懸念化学物質」に追加された 15 種の化学物質

化学物質名	CAS 番号	規制濃度※1	規制対象となる取扱行為	等級別取扱量※2	危険有害性有無※3	包装容器規定
国民生活で課題となっている類の懸念化学物質						
1,4-ブタンジオール	110-63-4	95%	製造、輸入、販売、使用、貯蔵	—	—	
<a href="#">省略</a>						
食の安全リスクに懸念を有する化学物質類の懸念化学物質						
酸化鉛 (II)	1317-36-8	90%	製造、輸入、販売、使用、貯蔵	—	—	中国語で「食品への使用禁止」と明記
<a href="#">省略</a>						
爆発物前駆体類の懸念化学物質						
硝酸カルシウム	10124-37-5	95%	輸送	200kg	危険有害性を有する	—
			製造、輸入、販売、輸送、使用、貯蔵	2 万 kg		
			製造、輸入、販売、輸送、使用、貯蔵	1,500kg		
<a href="#">省略</a>						

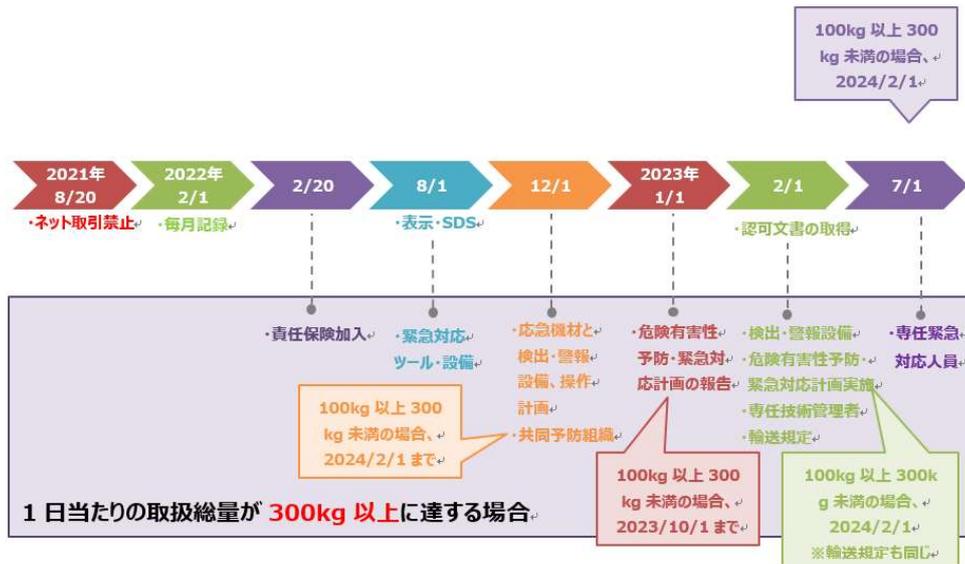
注記※1～3 [省略](#)。

なお、上記の各物質については、包装・容器への表示などの要求事項やその期限が規定されている。以下にその詳細を示す。

● 「フッ化水素」の期限内要完了事項の改正

2021 年 8 月 20 日付けの公告で懸念化学物質に追加された「フッ化水素」については、

公告の付表で指定期限内に完了すべき要求事項が規定されている。省略...詳細は下図を参照。



- 「1,4-ブタンジオール」、「グラウシン」、「酸化鉛 (II)」、「四酸化鉛」、「硫化ナトリウム」、「チオシアン酸ナトリウム」、「ベタナフトール」の期限内要完了事項

容器、包装、取扱場所、施設への表示や、SDS (安全データシート) の用意	2024 年 2 月 1 日
指定の製造・輸入・販売・使用・保管などの取扱行為の認可文書の取得	2024 年 2 月 1 日
取扱の記録	2024 年 2 月 1 日以降、記録を開始し、規定に従って定期的に申告
その他の表に未記載の事項	公告日以降、関連規定に従って処理

- 「硝酸カルシウム」、「硝酸ナトリウム」、「硝酸アンモニウムカルシム塩」、「ニトロメタン」、「アジ化ナトリウム」、「過塩素酸アンモニウム」、「過塩素酸ナトリウム」、「リン化アルミニウム」の期限内要完了事項 詳細は、下図を参照。



**毒性化学物質関連動向**

■ **有機スズ化合物に対する規制強化について公告**

台湾環境保護署は、2023 年 2 月 20 日、「管理対象毒性化学物質およびその取扱管理事項」の一部改正について公告した。

**有機スズ化合物の等級別取扱量や毒性分類の改正** (赤字が改正箇所)

有機スズ化合物の等級別取扱量※1 や毒性分類※2 が下表のように改められた。

物質名	CAS 番号	等級別取扱量	毒性分類
(1) トリブチルスズオキシド	56-35-9	50	1,3,4
省略...			
(10) 塩化トリフェニルスズ	639-58-7	50	1,3

注記※1～2 : 省略

**優先化学品関連動向**

■ **台湾労働部、SDS の登録が必要な 20 種の「優先管理化学品」を発表**

2023 年 2 月 14 日、台湾労働部は、追加の取扱情報の登録が必要となる 20 種の「優先管理化学品」を発表した。...省略...また、上記 20 種の優先管理化学品について、2023 年 3 月 31 日までに付加的取扱情報として SDS を登録するよう関係する企業に求めている。

**2023 年度の指定化学品 (20 種)**

2023 年度に、SDS (安全データシート) を付加的取扱情報として登録するよう求められている 20 種の優先管理化学品は、下表のとおりである。

CAS 番号	和名	英語名
100-42-5	スチレン	Styrene
省略		

**新規化学物質関連動向**

■ 「新規化学物質および既存化学物質第 1 段階登録資料作成ガイドンス」

台湾環境保護署は、2023 年 3 月 24 日、「新規化学物質および既存化学物質第 1 段階登録資料作成ガイドンス」を発表した。...省略...以下に主な改正箇所を示す。

● **用語の定義**

旧ガイドンス	改正版ガイドンス
2.2.8 低懸念ポリマー (Polymer of Low Concern,PLC) ...省略...	2.2.8 低懸念ポリマー (Polymer of Low Concern,PLC) ...省略...

2.3.10 成形品 (Article) ...省略...

2.3.10 成形品 (Article) ...省略...

- 既存化学物質の第 1 段階登録要求...省略...
- 混合物に関する追加の登録要求...省略...

## 今後の展開とスケジュール

- ・「懸念化学物質」については、期限内に指定の要求事項を完了（詳細は「最近の主な動向」を参照）

## EnviX 展望と見解

### ■ 「懸念化学物質」の段階的な追加

2023 年 1 月 12 日、台湾環境保護署は、15 種の「懸念化学物質」追加について正式に公告した。今回の 15 種追加に伴い「懸念化学物質」は、以下の 3 種類に分類された。

1. 国民生活で課題となっている類
2. 食の安全リスクに懸念を有する化学物質類
3. 爆発物前駆体類

今後も上記のリスクを有する化学物質が「懸念化学物質」に追加されていく見通しのため、上記 3 種類に関係する物質を取り扱っている場合、今後の追加動向に注意されたい。

関連筋の情報によると、今回 15 種の物質が追加されたことにより許可の申請が必要になる企業は 743 社に上るといえる。廃水の処理用薬品として使用されている「硫化ナトリウム」の取扱企業は 327 社で、石油の検査・分析用として使用されている「酸化鉛 (II)」は 112 社、防錆塗装で使用されている「四酸化鉛」は 54 社となる。懸念化学物質に追加された場合、さまざまな規制要求を順守する必要が生じるため、今後も「懸念化学物質」の動向は注視する必要があるといえる。

## その他関連動向

### ■ 台湾労働部、「SDS 情報非開示申請ガイドライン (2022 年版)」を発表

台湾労働部職業安全衛生署は、2022 年 12 月、「[安全データシート \(SDS\) 情報開示保  
留申請技術ガイドライン](#)」(2022 年版) を発表した。...省略...

【2023.05.31 KM】